

< 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ >

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 が 始まりました！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となつていただくための講座を開催します。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予 定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90分程度
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**
 - ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
 - ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への出前講座もあります

最寄りのハローワークへ連絡

☆ 裏面を参照ください

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

お問い合わせ先：岐阜労働局職業対策課 TEL 058-245-1314



厚生労働省 岐阜労働局・県内ハローワーク

☆出前講座については
最寄りのハローワークの障害者担当までお電話ください

ハローワーク	電話番号
岐阜	058-247-3214
大垣	0584-73-9295
揖斐出張所	0585-22-0149
多治見	0572-22-3384
高山	0577-32-5122
恵那	0573-26-1341
関	0575-22-3223
岐阜八幡出張所	0575-65-3108
美濃加茂	0574-25-2178
中津川	0573-66-1337

※事業所の方々にお集まりいただいて行う「集合講座」を開催する場合は
岐阜労働局HP、イベント情報に掲載します。

お問い合わせは、岐阜労働局職業対策課 大野・瀬瀬 まで

☎ 058-245-1314